

独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター受託研究取扱規程

(通則)

- 第1条 独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センターにおける国及びそれに準じる機関以外の者（以下「依頼者」という。）から委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 2 契約、経理及び様式等については、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）の通知に定めるところによる。

(研究委託の申請)

- 第2条 院長は、依頼者に、当該研究に関して希望する契約締結日の原則として3か月前までに、独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センターにおける治験取扱規則第2条第2項に規定する治験依頼書（書式3）あるいは、研究委託申込書（様式1）を提出させるものとする。なお、事務的に取扱いが可能な場合は、これを過ぎても研究委託申込書を受け付けることができるものとする。
- 2 研究委託の申込みに当たっては、研究の目的が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「薬機法」という。）に基づく医薬品、医療機器、再生医療等製品の承認申請に該当する場合には、次のいずれに該当するかを明確にするものとする。
- (1) 製造販売承認申請
 - (2) 製造販売承認事項の一部変更承認申請
 - (3) 再審査申請
 - (3)－1 製造販売後臨床試験
 - (3)－2 使用成績調査
 - (3)－3 特定使用成績調査
 - (4) 再評価申請
 - (4)－1 製造販売後臨床試験
 - (4)－2 特定使用成績調査
 - (5) 副作用・感染症症例調査
 - (6) その他
- 3 委託の申請があった研究が治験又は製造販売後臨床試験（以下「治験等」という。）に関するものである場合には、次の（1）から（3）のいずれに該当するかを明らかにするものとする。
- (1) 治験等の計画に関する研究
治験等の計画に関する研究には、次の事項が含まれる。
 - 一 治験責任医師に予定される医師による治験実施計画書案の検討
 - 二 治験責任医師に予定される医師による説明文書の作成
 - 三 治験責任医師等の治験計画に関する研究会への参加、協議
 - (2) 治験等の実施に関する研究
治験等の実施に関する研究には、次の事項が含まれる。
 - 一 治験についての被験者への説明と同意の取得
 - 二 被験者への治験の実施
 - 三 治験に係る症例報告書の作成
 - 四 治験の実施又は治験結果に関する研究会への参加、協議
 - 五 治験に関する記録の保存
 - 六 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査以外で、必要性が生じたために実施されているモニタリング・監査
 - (3) 治験等の実施後の継続研究
治験等の実施後の継続研究には、次の事項が含まれる。
 - 一 治験結果に関する研究会への参加、協議

- 二 治験に関する記録の保存
- 三 治験実施計画書等に記載されている計画等で示されているモニタリング・監査以外で、必要性が生じたために実施されているモニタリング・監査

(G C P の遵守)

第3条 院長は、申請のあった研究が**薬機法**に規定する治験等に該当する場合には、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日厚生省令第28号。以下「G C P 省令」という。)、**「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」**(平成17年厚生労働省令第36号。以下「医療機器G C P 省令」という。)**「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」**(平成26年7月30日厚生労働省第89号。以下「再生医療等製品G C P 省令」という。)、**「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」**(平成17年3月23日厚生労働省令第38号。以下「医療機器G P S P 省令」という。)及びその関連通知(以下これらを総称して「G P S P 省令」という。)に適合する取扱いをするものとする。

- 2 院長は、受託研究として**治験、製造販売後臨床試験、使用成績調査、特定使用成績調査及び副作用・感染症症例調査を行うため、必要な業務手順書を作成する。**

(受託の決定等)

- 第4条 申請のあった研究の受託の決定は院長が行うものとする。ただし、決定に当たっては、あらかじめ次条に規定する受託研究審査委員会又は治験審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 院長は、病院の業務に関連のない研究、他の職務に支障を及ぼす**恐れ**があると判断される研究等受託することが適当でないと認められるものについては、受託することができない。
 - 3 院長は、当該研究の受託の承認又は不承認を依頼者**及び治験責任医師等、研究責任医師等**に通知する。
 - 4 院長は、受託した治験等について、重篤で予測できない**有害事象**等について依頼者から通知を受けた場合、重篤な有害事象について治験責任医師から通知を受けた場合、治験に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認められる情報を入手し、被験者に対する説明文書を改訂した旨、治験責任医師から報告を受けた場合、依頼者から治験責任医師を通じて治験実施計画書につき重大な変更を行いたい旨の申請があった場合、その他必要があると認めた場合には、治験等の継続又は変更の適否について委員会の意見を求め、その意見に基づいて治験等の継続又は変更の可否を決定し、依頼者及び治験責任医師に通知するものとする。

(委員会の設置等)

- 第5条 **院長は**、受託研究の円滑な実施を図るため、院内に委員会を置くものとする。
- 2 治験等に関する研究以外の研究を受託研究として行う場合、委員会は次の事項について調査審議するものとする。
 - 一 研究の目的、内容及び条件
 - 二 研究結果の報告方法
 - 三 その他必要事項
 - 3 治験等に関する研究を受託研究として行う場合、委員会はG C P 省令、医療機器G C P 省令、**再生医療等製品G C P 省令及び医療機器G P S P 省令**の規定に基づいて調査審議するものとする。ただし、治験等の受託に関する調査審議については、治験審査委員会の調査審議をもって受託研究審査委員会の調査審議に代えることとする。
 - 4 院長は、原則として**臨床研究部長を委員会の委員長に指名し、副院長を副委員長に指名する。**
 - 5 委員会は、院長が指名する者をもって構成するものとする。**臨床研究部長、治験管理室長、副院長、統括診療部長、臨床研究推進室長、医局長、事務部長、看護部長、薬剤部長、臨床検査技師長、企画課長、経営企画室長、医事専門職、その他院長が指名する**

者、外部委員若干名。ただし、委員長が特に必要と認める場合には、委員会において委員以外の職員又は有識者の意見を聴くことができる。

6 委員会は、委員長が召集する。

7 委員会は、原則として毎月1回開催する。但し、委員長が開催の必要がないと判断した場合は、この限りではない。また、これ以外であっても委員長が必要と認めた場合は随時開催することができる。

8 院長は、委員会の円滑な実施を図るため、委員会事務局を治験管理室に設置する。

(契約の条件)

第6条 院長は、依頼者と研究の受託に関する契約を締結するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 依頼者は、受託研究に要する費用のうち、受託研究の適正な実施に必要な費用等（以下「研究費」という。）については、請求書に定めた期限までに納付すること。また、治験に係る保険外併用療養費の支給対象外の費用（以下「支給対象外費用」という。）については、研究費とは別に診療月の翌月毎にその全額を請求書をもって依頼者に請求すること。さらに、納付された費用は依頼者に原則として返還しないこと。

二 研究費により取得した物品等は、原則として当該研究終了後も依頼者に返還しないこと。

三 受託研究に随伴して生じた発明等をしたときには、独立行政法人国立病院機構職務発明等規程（平成16年規程第39号）に基づき処理するものとする。

四 天災等のやむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合、国はその責を負わないこと。

2 研究費が請求書に定めた期限までに納入されなかった場合は、契約は解除するものとし、すみやかに所要の手続きをとること。

3 契約書は、二者契約の場合、正本を2通作成し、施設が1通を所持すること。三者契約等の場合は契約者数に応じて、作成する正本の数を追加すること。

(受託研究の実施)

第7条 研究担当者は、受託研究の実施に当たり、被験者又はその代諾者にその趣旨を十分説明するとともに、当該受託研究が治験等である場合には、GCP省令第51条及び医療機器GCP第71条、再生医療等製品GCP第70条に基づき文書により、治験等の実施について説明し、同意（被験者の診療に際して実施した検査、画像診断等の内容を依頼者に提出することがある旨の説明と同意を含む。）を得るものとし、被験者の安全について適切な配慮をしなければならない。

2 研究担当者は、依頼者から受託研究の実施計画につき重大な変更を行いたい旨の連絡を受けた場合には、院長に報告するとともに、変更の可否について院長の指示を受けること。

3 研究担当者は、治験等の実施中に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかに院長及び依頼者に文書で報告するとともに、治験等の継続の可否について院長の指示を受けること。

(研究結果の報告等)

第8条 研究担当者は、当該研究を終了したときは、研究成果を速やかに院長へ報告しなければならない。

2 院長は、前項の報告があったときは、委員会にその旨を伝達するとともに依頼者に通知するものとする。

3 研究担当者は、当該研究を中止したとき又は延長する必要があるときは、その旨を速やかに院長へ報告し、必要な指示を受けなければならない。

4 院長は、前項の報告があったときは、委員会にこれを諮り、中止又は延長がやむを得ないと認められたときは、その旨を依頼者に通知するとともに、所定の手続きを行うも

のとする。

- 5 院長は、研究依頼者が研究の中止または中断を決定し、その旨を報告してきた場合は、受諾研究の責任医師及び委員会に対して通知するものとする。
また、当該通知を受けて、院長は、前項と同様な手続きを行うこと。

(治験等のモニタリング及び監査)

第9条 院長は、治験等のモニタリング及び監査の実施について、依頼者と十分協議し、特に依頼者のモニタリング担当者及び監査担当者についてあらかじめ氏名、職名等の提出を求めるとともに、依頼者における被験者の情報の秘密保持について十分注意させる。

(治験使用薬等の管理)

第10条 院長は、薬剤部長、副薬剤部長を治験使用薬及び製造販売後臨床試験薬（以下「治験使用薬等」という。）の管理者（以下「治験薬管理者」という。）に定め、院内で使用される全ての治験使用薬等を管理させる。なお、医療機器治験については、医療機器GCP第58条に従い、医療機器を管理させる。

2 治験薬管理者は、次の業務を行う。

- 一 治験使用薬等を受領し、その際必要に応じて受領書を発行すること
- 二 治験使用薬等の保管、管理及び払い出しを行うこと
- 三 治験使用薬等の管理表を作成し、治験使用薬等の使用状況並びに治験等の進捗状況を把握すること
- 四 未使用の治験使用薬等を返戻する。その際必要に応じて未使用治験使用薬の返却内容を記した書類を発行すること

(記録等の保存責任者)

第11条 院長は、次に掲げる記録毎に保存責任者を定めるものとする。

- 一 診療録、検査データ、同意書等 治験責任医師
- 二 研究受託に関する書類及び委員会の運営に関する記録（研究委託申込書、契約書、委員会議事録、受託研究整理簿、研究課題別出納簿等） 治験事務局
- 三 治験使用薬等に関する記録（治験使用薬等の管理表、受領書、引渡書等） 治験薬管理者

2 前項の記録の保存期間は、当該受託研究の契約書に明記された期間とする。

(受託研究事務局)

第12条 院長は、受託研究の円滑な実施を図るため、臨床研究部長を責任者とする受託研究事務局を治験管理室に置く。ただし、治験事務局が受託研究事務局を兼ねることとする。

(施行期日)

この規程は昭和57年4月5日から施行する。
この規程は昭和61年4月5日から施行する。
この規程は平成10年7月1日から施行する。
この規程は平成12年7月1日から施行する。
この規程は平成13年1月6日から施行する。
この規程は平成15年4月1日から施行する。
この規程は平成16年4月1日から施行する。
この規程は平成17年4月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成19年9月1日から施行する。
この規程は令和6年6月5日から施行する。